

令和4年2月10日（木）開催

令和3年度
第11回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第11回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年2月10日(木)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 3番 野坂時夫 5番 杉山幸進
6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男 8番 沖津由藏
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 2番 青木一人
5. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
6. 案 件
- 報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

7. 議事の経過並びに会議要領

事務局長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年2月1日に招集告示致しました令和3年度第11回農業委員会定例総会を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は7名で2番 青木一人委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

なお、青木委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉

(あいさつ省略)

事務局長

それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の

議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

3番 野坂時夫 委員、5番 杉山幸進 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局

1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続2件の6筆、面積11,184㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

2ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は1月28日(金)に、農業委員1番 菊池委員及び農地利用最適化推進委員の浦須

内委員と鳥山委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請の内容は、申請地内において砂利を採取する計画となっております。申請事業者は、別で申請地内に令和3年5月13日付けで許可された分の砂利採取を実施しておりますが、砂利の採取作業はすでに終了しており、農地への復旧作業へ入っているとのことです。許可期間は令和4年5月12日までとなっております、期間内に完了報告が提出される見込みであることをご報告いたします。申請地の位置図及び計画図等は3ページから6ページ、現況写真は7ページから9ページでございます。また、現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 浦須内

農地利用最適化推進委員の浦須内です。

それでは、報告いたします。3ページから6ページに位置図及び計画図、7ページから9ページに現況写真がありますのでご覧ください。申請地は、〇〇〇〇に位置しております。1月28日に現地へ出向きましたが、積雪のため直接申請地へ立ち入ることはできず、進入可能な場所まで担当者に案内していただき事業の説明をしていただきました。現況は、デントコーンの収穫後となっております、3ページの赤枠で囲まれた範囲が砂利採取箇所となります。採取された砂利は、原燃及び下北縦貫道路の工事へ利用されているとのことです。また、今後も申請地から東南方面へ採取していく計画であります。転用面積については、必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことと、耕作へ影響のない必要最小限の場所、粉じん対策や法面の措置等、工事終了後に農地へ復元することから問題はないと思われま。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

農業委員 杉山

砂利を採取する場所は、高台になっているのですか。

事務局

砂利を採取する場所は、低くなっており周囲は高くなっており
ます。

農業委員 杉山

申請地内は、私も以前現地を見に行き農地へ復旧したことも確認
したので覚えておりました。今後も1年毎に砂利採取を継続してい
くのでしょうか。

事務局

はい。今回の申請地からまた南東方面へ採取を計画しているとの
ことです。

農業委員 杉山

はい。わかりました。

議 長 長倉

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い
致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可相当とすることに決定致し
ます。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用
集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致
します。

事務局

10ページをご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画（一括方式）の承認について、ご説明いたします。今回の申請は
1件の2筆で、農地中間管理機構を活用する計画でございます。利用
権を設定する農用地は、〇〇〇〇に位置しております。3条及び基盤
法での貸借履歴は無く新規契約であり、牧草を作付けし10年間使用
貸借で利用する計画となっております。申請地の位置図は11ページ
でございます。以上です。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませ
んか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

それでは、これをもちまして、令和3年度第11回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年2月10日（木）

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 野坂 時夫 ⑩

議事録署名者 杉山 幸進 ⑩

